

1 総則

(1) 目的

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本方針は、基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を組織的かつ効果的に推進することを目的とする。

組織的かつ効果的に対応するために、アンケート等の結果から得られた情報や、いじめに関わる兆候や懸念、児童の訴えを、共有することが不可欠である。また、十分な聴き取りや事実確認に基づいて適切な初期対応ができるよう、教職員の資質向上に努めなければならない。さらに、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(2) 基本理念

- いじめ防止等のための対策は、全教職員が、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを認識し、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの対策委員会

(1) 委員会名 京都市立桃山小学校 いじめ対策委員会

(2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・各学年生徒指導担当
・スクールカウンセラー

(3) 委員会の役割

①「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成と検証、改善

②いじめ予防といじめ事案への対応

(ア)「学校いじめ防止プログラム」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

(イ)いじめの未然防止に関わる取組の推進

(ウ)いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報集約

(エ)発見されたいじめ事案への対応

(オ)重大事案への対応

- ③児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④いじめに対する教職員の意識を高め、資質向上を図る取組の推進

(4) 開催時期

- ・月1回の生徒指導定例委員会と併せて開催する。
- ・必要に応じて、道徳主任、人権教育主任などが入り、具体的な取組などの提案を行う。

※緊急対応の場合は、この限りではない。

(5) 児童、保護者への周知方法

学校だよりやHPを通して「学校いじめの防止等基本方針」についての周知を図る

＜児童に対して＞

- ・5月の朝会、12月の人権タイムなど

＜保護者に対して＞

- ・入学時、各年度の開始時に、児童・保護者等に「いじめ対策委員会」の説明を行う。
- ・教育課程説明会や保護者懇談会に際して、いじめ防止プログラムについての説明を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

児童にかかわること	保護者にかかわること
<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学校・学級経営を推進する。 ○分かりやすい授業を工夫し、児童一人一人に学習の基礎・基本の定着を図る。 ○学習に対する達成感をもち、自尊感情を育む。 ○道徳教科書を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○あいさつ運動の取組をさらに推進する。 ○たてわりグループでの活動を通して、異学年間交流を進め、相互の自尊感情や自己有用感を高める。 ○GIGA端末、インターネット、携帯電話等を使用する際のモラル指導とともに、その危険性や問題行動について、計画的な指導を行う。 ○日々の学校生活において、適切に判断し行動できる力を育成する。 ○自己肯定感や仲間意識を高められるよう体験活動の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい、生活習慣の定着。 (早寝、早起き、朝ごはん) ○親子のコミュニケーション。 ○物を大切にするように育てる。 ○携帯電話やインターネット等を使うルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 ○社会規範やルールを、大人自ら守る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
<ul style="list-style-type: none">○定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシートなど）を実施する。○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を究明する。	<ul style="list-style-type: none">○子どもとの会話をできるだけ多くする。○服装等の汚れや乱れに気を配る。○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」を開いて情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめ防止等取組指針」等を踏まえ、いじめの有無の確認、被害児童の支援と加害児童への指導、周囲の児童の状況把握、教育委員をはじめ各関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、いじめの解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・ 学習環境の整備
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 児童同士の絆づくり
- ・ 授業改善
- ・ 児童が主体的活動や体験活動の充実

積極的な予防

- ・ 教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・ アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- いじめ対策委員会で情報共有する。
- 聴き取り・指導・支援体制を検討する。
- 役割分担を確認する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）への家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

心の通った指導

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

③いじめの初動対応について

		児童にかかわること	保護者にかかわること
1 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教職員による見回りや見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守り抜く姿勢を見せ、児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くように保護者に協力してもらう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解と協力を求める。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、暴力行為を制止する。 ○事実確認を行い、いじめた理由や背景をつきとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実や心情を聞くように保護者に協力してもらう。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
2 暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教職員による見回りや見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守り抜く姿勢を見せ、児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くように保護者に協力してもらう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨む。 ○事実を認識し、いじめとなる言動を具体的に示して、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し児童の心情を聞くように保護者に協力してもらう。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ることを約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握するとともに、迅速に対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守り抜く姿勢を見せ、児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くように保護者に協力してもらう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の指導方針への理解を求め、協力を要請する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう伝える。
周囲の児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに加担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達のいいなりにならず、自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時には、傍観者にならず助ける側の態度をとることができるよう子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。
共通する取組		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係児童の見守りを継続することを伝え、情報共有を約束する。 ○カウンセラーやソーシャルワーカーへの相談に機会があることを伝える。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 学校からの情報発信

- ①学校便り、学年・学級通信などで、子育てや子どもとの関わり方などの情報を保護者に発信する。
- ②教育計画説明会等で、いじめ防止プログラムについて周知し、早期発見への日常的な協力を求める。
- ③懇談会では、児童の学校での様子や、家庭での様子や困りなどを双方向で伝え合い、児童理解を深めるための情報交換ができるようにする。

(2) 啓発活動及び学校と連携した取組

①各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none">○自分の子どもに関心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気付くことのできる親になれるように啓発を進める。○善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。○親としての責任を持ち、まず子ども中心の生活を心がける。○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、遵守する。
②地域での取組	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに守られているという安心感をもたせる。○子どもたちとの人間関係を作るために、学校と地域が連携して行事を行うなど、顔を合わせる機会を増やす。○子どもたちに出会った時には、挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。○公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。○問題行動的な場面を見かけたら、高圧的な叱責ではなく、事情を尋ねるなど優しく声かけをしてもらう。

5 重大事態への対応

京都市教育委員会への報告と相談、調査主体者の協議。

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の聞き取りによって、客観性の高い情報を収集すること。

事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、電話対応ではなく、家庭訪問や懇談など顔を合わせて行うこと。

7 いじめアンケートの実施

いじめ問題への取組等について教職員自身や保護者に対するアンケートを行う。また、児童については、いじめの実態を把握するためのアンケートを行う。

関係機関からの、調査などについては積極的に協力すると共に、教育委員会などへの報告を行う。学校運営協議会などの場で、いじめに関する現状を報告し、指導・助言などを受ける。

時期	内 容	対 象	備 考
6月	第1回 記名式アンケート	全学年	教育相談週間でのフォローアップ
	第1回 学校評価	児童・保護者・教職員	学校便りなどでの結果公表
7月	第1回 クラスマネジメントシート	4～6年	学年集約と共有
11月	第2回 記名式アンケート	全学年	教育相談週間でのフォローアップ
12月	第2回 クラスマネジメントシート	4～6年	学年集約と共有
1月	第2回 学校評価	児童・保護者・教職員	学校便りなどでの結果公表

8 教職員の共通理解・実践事項

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して事後指導にあたる。

9 年間計画

桃山小学校 年間計画（令和7年度予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 町別児童会 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のいじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果、引継ぎ資料の共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会① （保護者啓発） 教育計画説明会等で校長から啓発 個人懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「いじめ等、見守りたい児童の確認」 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 生徒指導校内研修会② 「生徒指導提要について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 校長講話 （基本的に人権に関わるいじめの問題について） （「いじめ対策委員の紹介」） 1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間① （個別面談） 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 学校運営協議会① （方針等の説明） P T A総会で啓発
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施① 学年集約と共有 第1回学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> 地生連① （各校の取組報告） 土曜参観
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 いじめ対策委員会⑤ 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しと共有① PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【5年】非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会① 地生連② （現状報告）
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 あいさつ運動 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会② （説明と評価）
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【5年】花脊山の家野外活動 【6年】修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> 地生連③ （各校の取組報告） 授業参観 学級懇談会②
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 運動発表会 		

		【6年】薬物乱用防止教室		
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 教育相談週間②（個別面談） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCA推進」 生徒指導校内研修会③ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCA推進」 	【6年】桃中探訪（小中連携）	<ul style="list-style-type: none"> 第2回クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校だより」で啓発 個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校評価 	
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の実施に向けて」② 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会④（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 図画工作展 		<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会での校長講話 授業参観 学級懇談会③（保護者啓発） 地生連④
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑬ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCA推進」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しと共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 6年生を送る会 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全年学） アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価③ 教育計画説明会等で校長から啓発
<p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。</p>				